

GBV(ジェンダーバイストバイオレンス)とは何か

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事 近藤恵子

GBV

DV・性暴力はジェンダー犯罪

女性に対する暴力の定義

- 「女性に対する暴力」とは、公的または私的生活のいずれを問わず、女性に対する身体的、性的、心理的な危害または苦痛をもたらす、若しくはもたらすおそれのある、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為をさし、そのような行為を行うという脅迫、強制、自由の恣意的な剥奪を含む。

— 第四回国連世界女性会議（北京）行動綱領 —

※ ジェンダーとは、生物学的性別や性差を意味するセックスsexに対して、「社会的、文化的な性差」と一般に訳される。先天的なものではなく、文化的に身につけた、あるいはつくられた性差の概念をさす。

D V・性暴力はジェンダー犯罪

- 男性と女性との間にある不対等な力関係、性差別の構造から不断にうみだされる暴力犯罪
- 性差別の存在するところでは、いつでも、だれでも、どこにでも性暴力は発生する。

加害者像はーどこにでもいるいいおじさんーエピソード

- D V・性暴力は特別なカップルにおこる特別な暴力犯罪ではない

«ジェンダーの縛りが強い社会⇒

さらに暴力的な傾向が強まっていく»

日本女性の人権状況

- ジェンダーギャップ指数 **120位**

劣位の原因は、労働格差と政治格差

- 家父長制をベースとした税制・社会保障制度

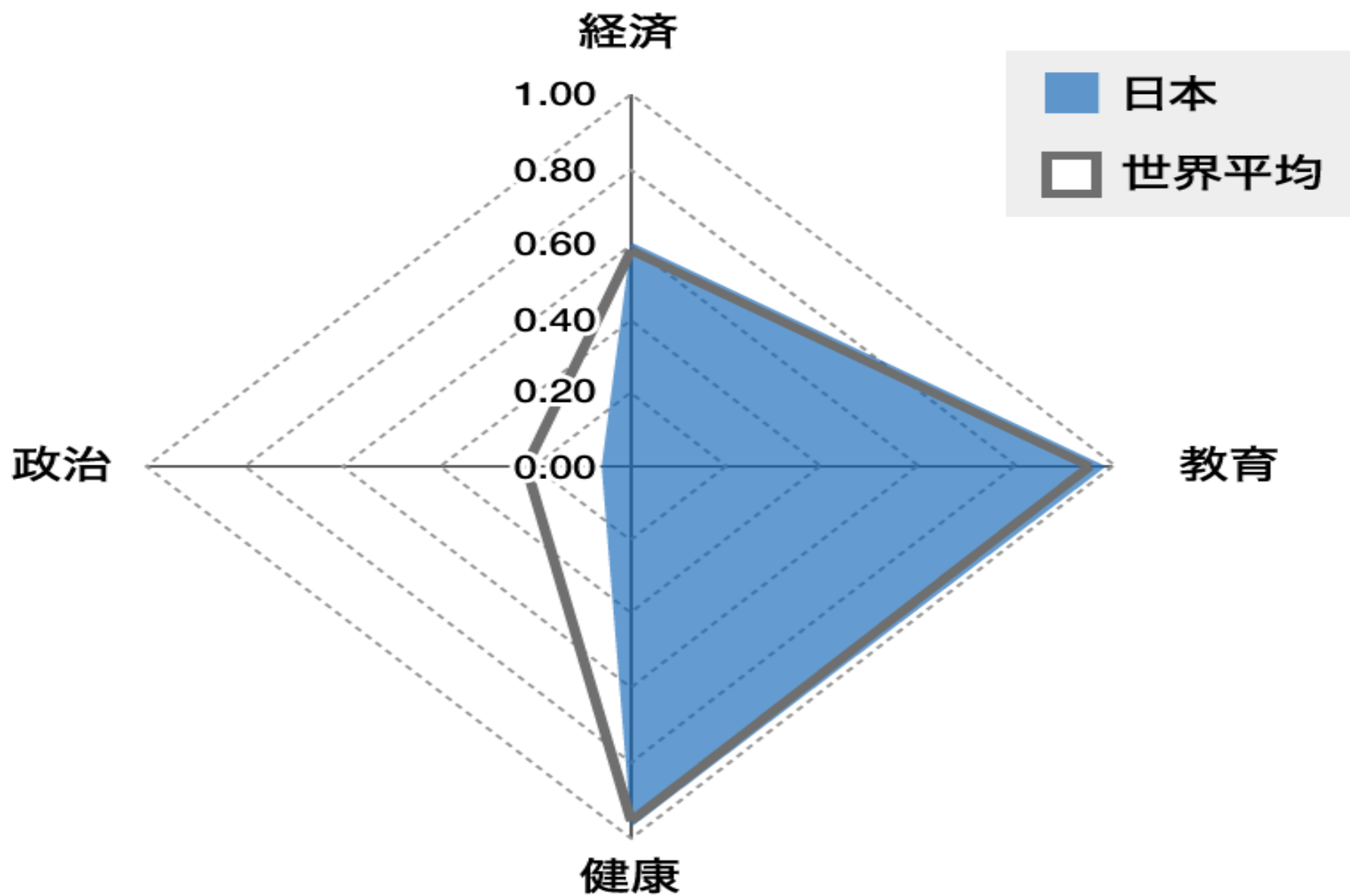
世帯単位から個人単位へ

当たり前とされてきた日常の差別構造への気づき

- ジェンダー犯罪としての暴力被害

女性の人権状況を最も尖鋭に表現する暴力被害の実態

日本のスコアと世界平均



GBV被害(DV・性暴力)の実態

被害当事者・子どもたちはどのような状況に陥るのか

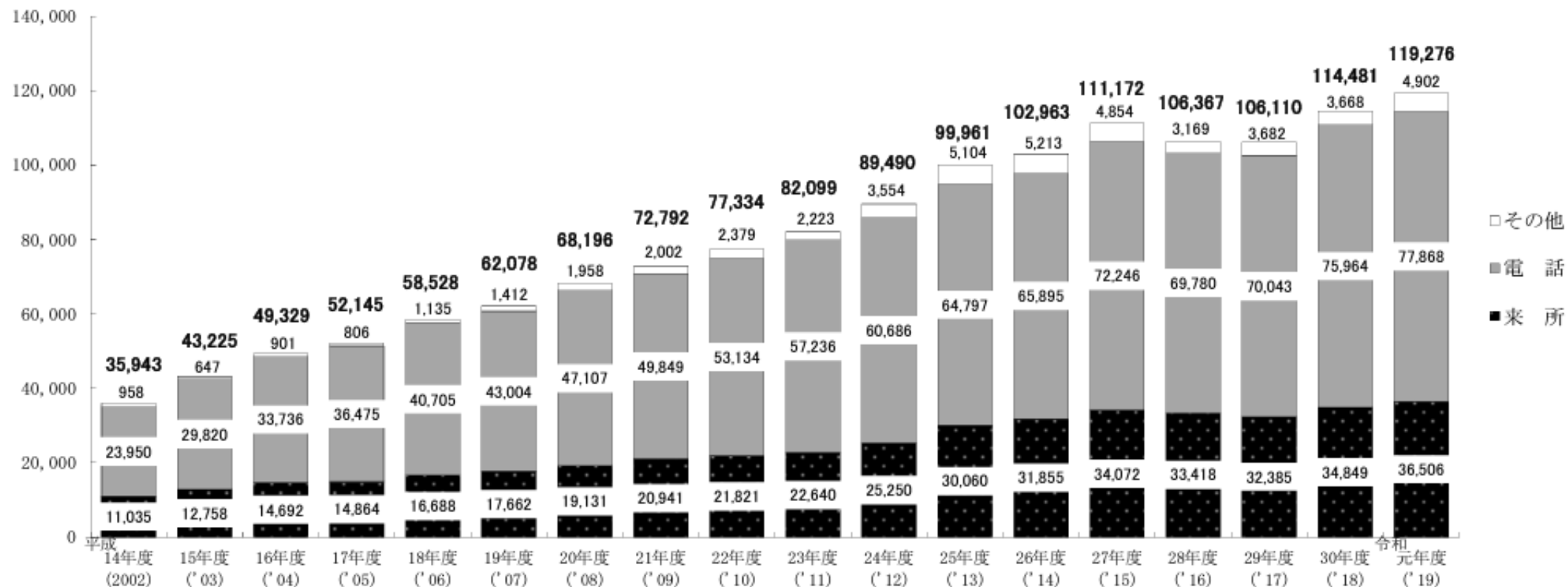
DV・性暴力被害の実態

- 相談件数は増え続けている

DVセンター(287か所) 約12万件 119,276 (内閣府集計 2019年度)

<図 相談件数の年次推移>

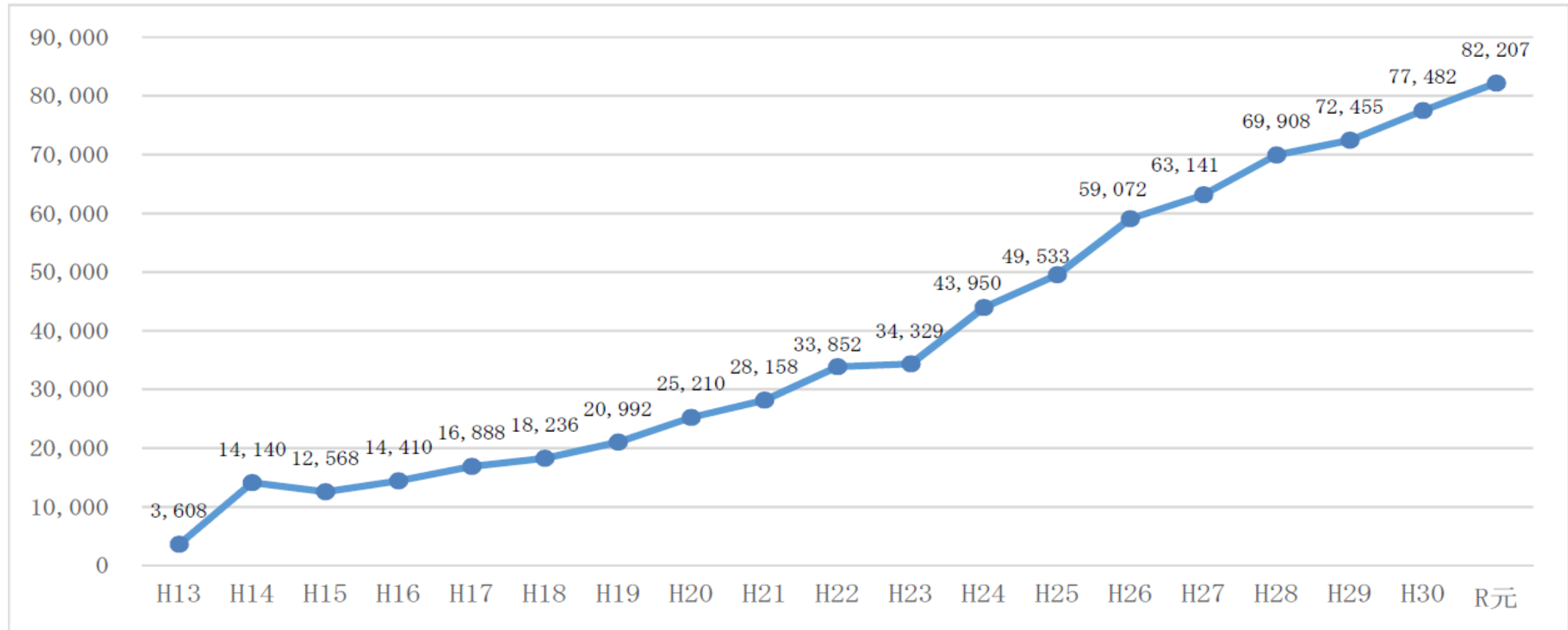
(件)



第2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

1 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は、継続して増加し、令和元年は82,207件（前年比+4,725件、+6.1%）とDV防止法施行後最多。



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2) 平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

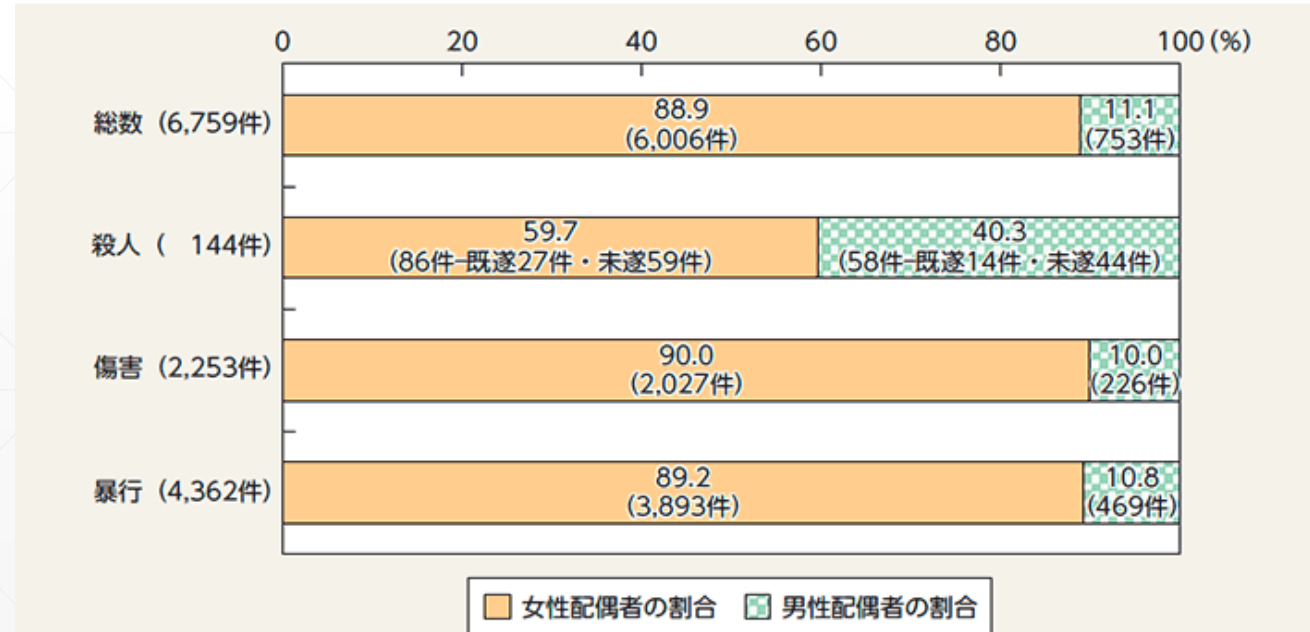
- 成人女性の**4人に1人**（25.9%）がなんらかのDV被害
（身体的・性的・心理的・経済的のどれか）を体験している

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年）

- **4日に1人**、妻が夫の手にかかって殺され、殺されかけている

86件（既遂27，未遂59）

【配偶者間の犯罪】（警察庁検挙件数，令和2（2020）年）



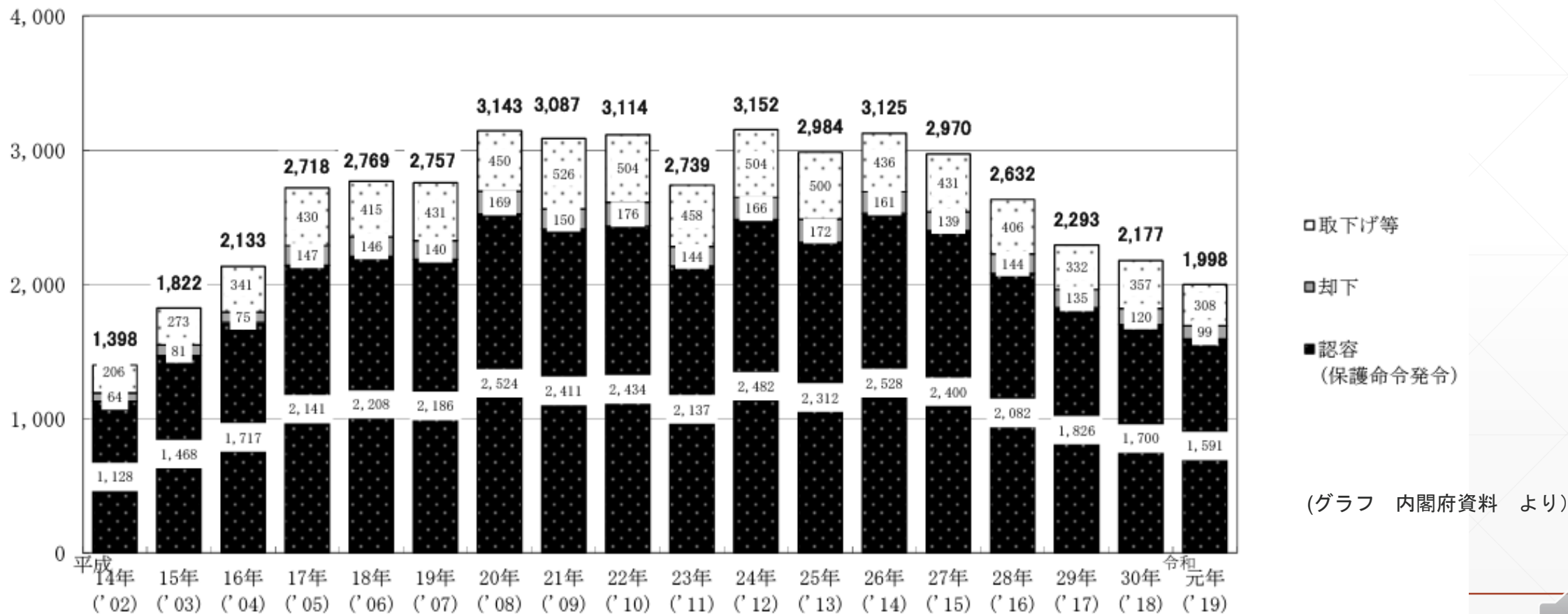
(グラフ 男女共同参画白書 令和3年 より)



保護命令は発令されにくくなっている

認容件数5年前(2970件)から半減、2020年は1465件

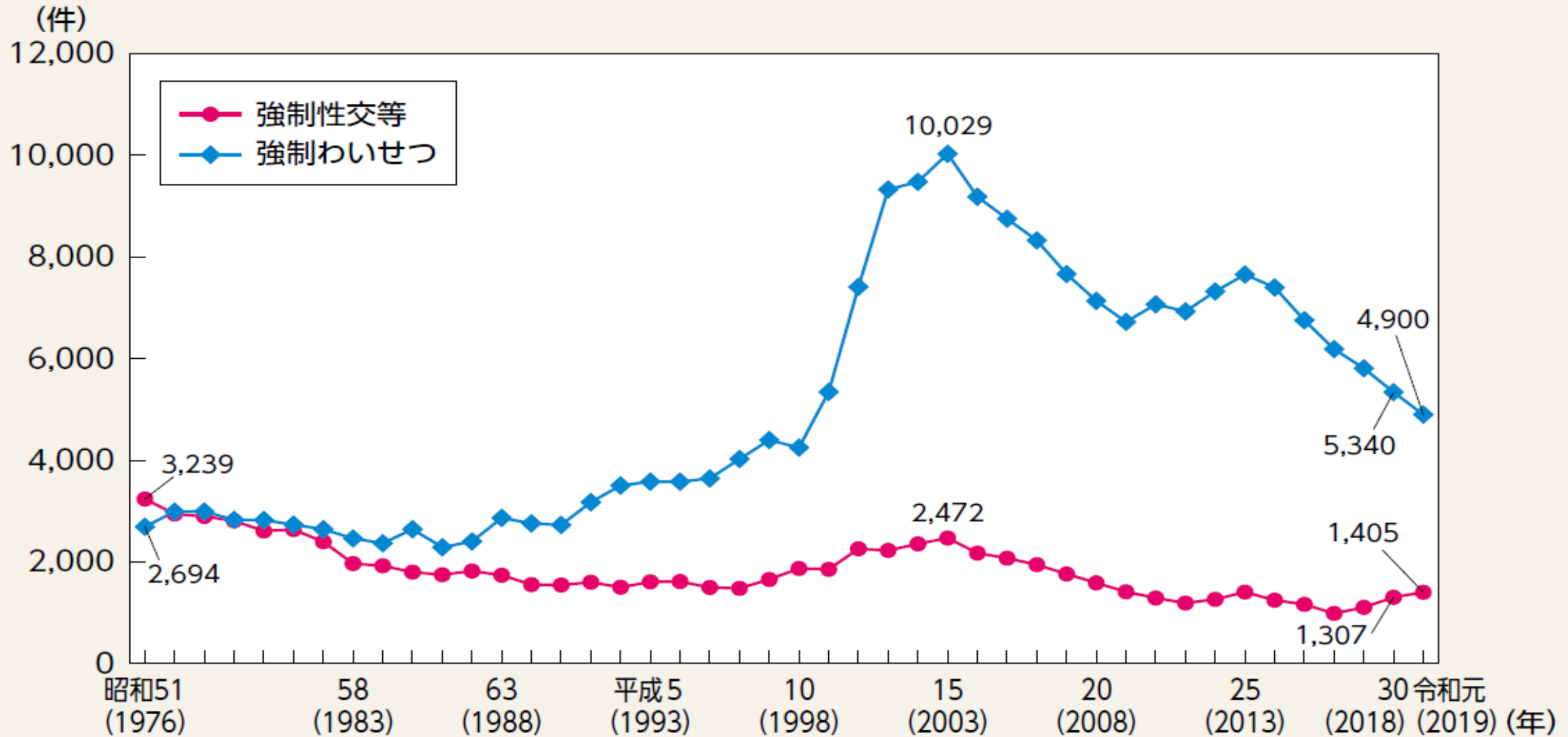
保護命令事件の既済件数



(グラフ 内閣府資料 より)



I-6-10図 強制的性交等・強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁「犯罪統計」より作成。

性暴力被害は若い女性や子どもたちに集中している

性暴力被害に遭った時期

幼少時～19歳まで 49.4%

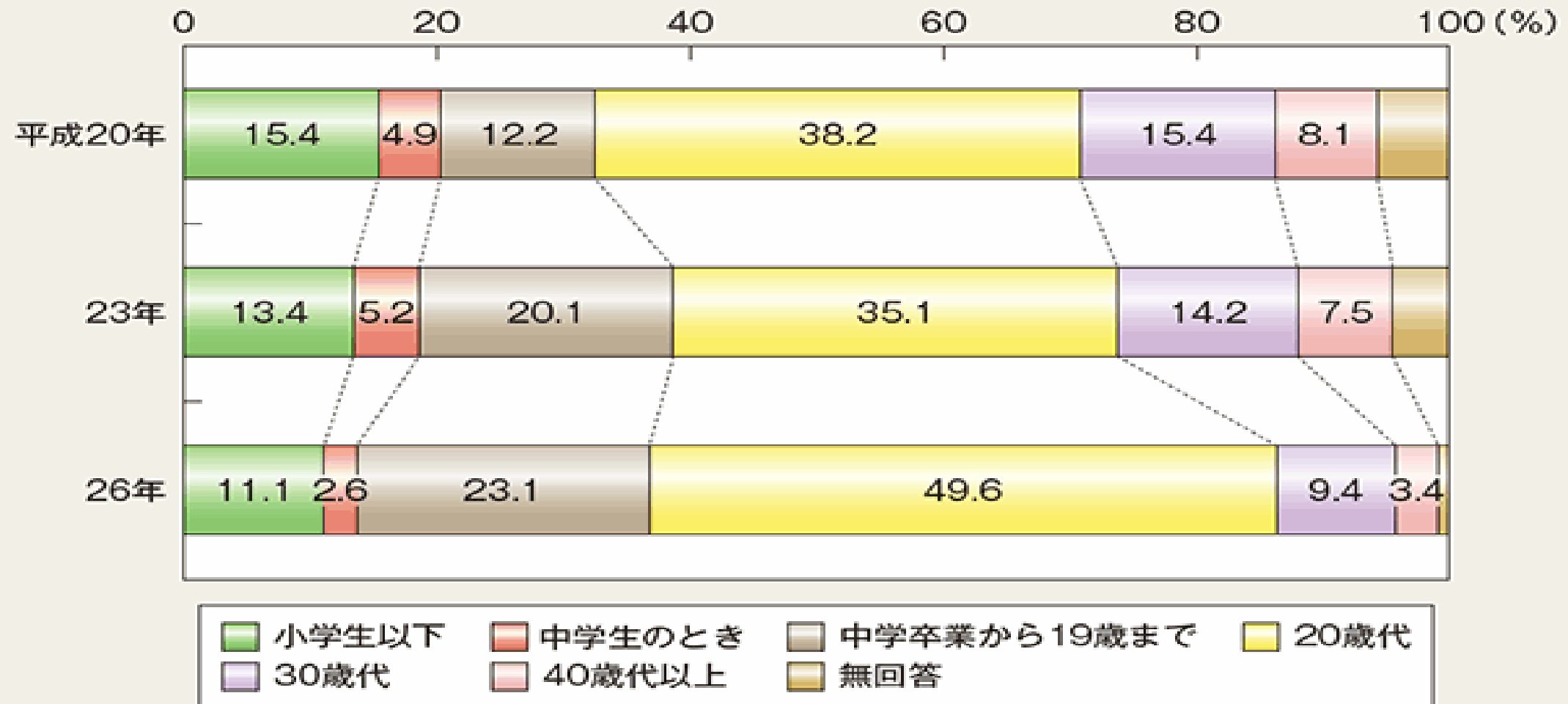
20代 45.8%

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年）

- 未成年の女性や子どもたちは性暴力のターゲットであり、性的搾取の対象である
売春防止法による検挙保護件数は未成年者が14000人、成人女性は574人

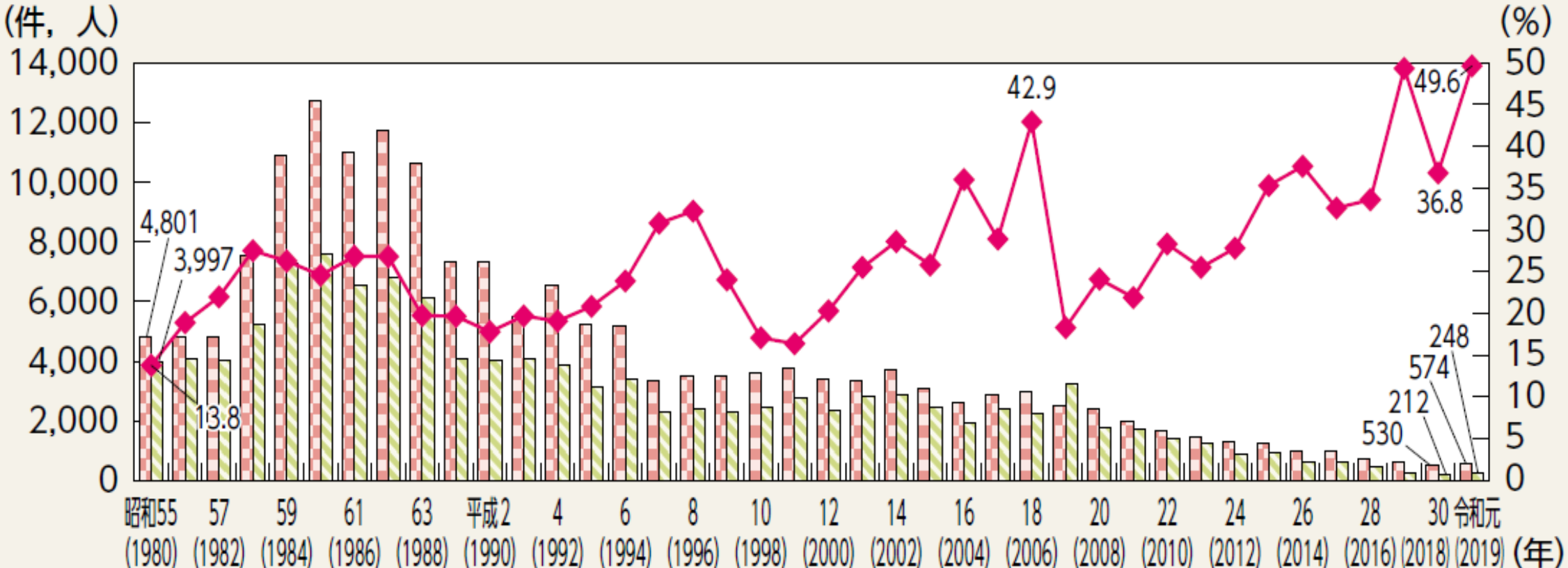


I-5-9図 異性から無理やりに性交された被害にあった時期の推移（女性）



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」より作成。
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査。本設問は、異性から無理やりに性交されたことがある女性が回答。集計対象者は、平成20年が123人、23年が134人、26年が117人。
 3. 「小学生以下」：「小学校入学前」及び「小学生のとき」の合計。
 「40歳代以上」：「40歳代」及び「50歳代以上」の合計。

I-6-13図 売春関係事犯検挙件数，要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



売春関係事犯検挙件数
 要保護女子総数
 要保護女子総数に占める未成年者の割合 (右目盛)

(備考) 警察庁資料より作成。

D V・性暴力犯罪被害者は

- **相談できない**

D V 被害者の55%はどこにも誰にも相談していない

- **訴えられない**

性暴力被害の認知件数は昨年度1405件

- **逃げられない**

D V 被害者の7割は逃げられずにいる

**被害がなかったことになり
適切な回復支援につながらない**

どのような支援が求められるのか 取り組みの現状と課題

D V・性暴力被害者についての理解

- P T S Dなどの症状や特別な言動は、当事者が生き延びようとするための**健康な心身の反応**である。
- 被害当事者は、**特別な人々ではない**。
- 被害当事者は自責の念に苦しめられているが、**すべての責任は加害者にある**。
- 被害からの回復には時間がかかることが多いが、**被害当事者には力があり**、適切な支援があれば、**必ず回復する**。
- **子どもは独立した被害者、回復支援の権利主体**

女性を支援すること

・エンパワメント

暴力によって本来の力を奪われた被害当事者が、自身の力をとりもどし、回復の道筋をたどっていく

・当事者主義

当事者みずからが定義する支援

支援の内容と方向性を当事者が決定する

《当事者こそが専門家》

電話
面接
SNS
インタビュー
カウンセリング
ドロップイン

**相談の入り口は
広く、多様に**

シェルター
ステップハウス
別居
離婚手続き
保護命令
安全確保

**命を守ることが
第一の優先課題**

医療的支援
司法的支援
行政手続き
子どもの支援
メンタルサポート
就労支援

**地域社会の支援力
を底上げする**



当事者が地域社会の支援力を育て上げる

- D V 被害者支援は多機関・多領域・多地域に及ぶ
官民の壁を越え、地域を越え、国境を越える支援ネットワーク
 - 地域社会のあらゆる資源を活用して当事者は回復し、生き延びる
住民すべてがサポーター
 - **地域の支援力を底上げ⇒地域社会を創りかえる**
-

女性支援の課題

- 暴力の過酷化・深刻化
若年女性、子どもへの暴力被害が激増
※コロナ禍における女性・子どもの困難
 - 格差の拡大による貧困・疾病・暴力
女性、子ども、マイノリティへの人権侵害
 - 公的機関DVセンターの支援力が劣化
 - 官民・地域・専門機関支援格差の拡大
-

GBVの根絶に向けて
当事者の一歩が世界を創り変える
ひとりひとりの振る舞いと社会のジェンダー規範

GBV (ジェンダーベースト・バイオレンス) 女性への暴力を根絶するために

- **最大の被害者支援は、加害者の暴力支配をなくすこと**

加害者の暴力的言動は社会のジェンダー構造から発生する
暴力を容認する社会から暴力を生み出さない社会へ

- **強固な性差別社会の構造を創りかえるために**

当事者を結び目とする強くて暖かな支援ネットワークは国境を越える
当事者主義とエンパワメントはあらゆる事業に共有されるべき原則

暴力の根絶を目指す活動は性差別社会を変革するおおきな事業
